

令和7年度第6回

川崎市環境影響評価審議会

会議録

1 日 時 令和8年3月4日（水）午後3時00分から午後4時03分まで

2 場 所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎301・302会議室）

3 議 題

（1）（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び
法対象条例環境影響評価方法書について（事業者説明）

（2）その他

4 出 席 者 15名

朝賀委員、佐田委員、一ノ瀬委員、稲垣委員、上田委員、金澤委員、鎌田委員、神山委員、
酒井委員、高橋委員、田中（恵）委員、中澤委員、森長委員、山崎委員、深見委員

5 傍 聴 者 1名

○部長 定刻でございますので、ただいまから令和7年度第6回川崎市環境影響評価審議会を開催いたします。

環境対策部長の藤田でございます。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務的な確認をさせていただきたいと思っております。

○課長 皆さん、こんにちは。環境評価課長の鈴木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、委員20名中、現在13名の御出席をいただいております。委員の半数以上が出席されておりますことから、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の規定に基づきまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則どおり公開といたしておりますので、これ以降の途中入室も含め、傍聴の入室について御了承くださいますようお願いいたします。

次に、本日の資料についての確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、お手元の資料の御確認をお願いします。

本日の資料は、次第、資料1-1、（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト（法対象）に係る環境影響評価の経緯、資料1-2としまして、環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解、資料2-1としまして、（市条例対象）に係る環境影響評価の経緯、資料2-2としまして、法対象条例環境影響評価方法書に対する意見書の事業者見解について、資料3、環境影響評価方法書及び法対象条例環境影響評価方法書、資料4としまして、法対象条例方法書の説明会の開催結果報告書。

本日の会議資料は以上でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

○課長 それでは、ここからの議事につきましては、朝賀会長のほうに進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○朝賀会長 それでは、本日の議題「（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び法対象条例環境影響評価方法書について（事業者説明）」を始めます。

今回は、環境影響評価法に基づく方法書と、市条例の評価項目に係る条例方法書について、事業者の説明を行っていただくこととなります。

まず、事務局から方法書等に関する手続経過について説明をお願いいたします。

○事務局 資料1-1「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト(法対象)に係る環境影響評価の手続経過」及び資料2-1「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト(市条例対象)に係る環境影響評価の手続経過」について説明ー(略)

○朝賀会長 それでは次に、事業者から方法書等の記載事項についての説明と併せて、方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解についても御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○事業者 「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び法対象条例環境影響評価方法書について」説明ー(略)

○朝賀会長 それでは、質疑に移りたいと思います。

事業者からの説明について御質問をいただきますが、方法書等の記載内容に対する御意見は、個別審査意見として事務局に提出していただきますので、そのために必要な点について事業者に質問をしてください。

それでは、御質問のある方はいらっしゃいますか。

深見委員、お願いいたします。

○深見委員 説明を省略された部分にあったような気がするのですが、大気汚染に関して、二酸化窒素の汚染寄与のみならず、むしろ、NOxによる光化学オキシダントとかPM2.5への影響というのが川崎市の場合は懸念されるかなと思っています。なかなかNOxから光化学オキシダントとかPM2.5に変化していく所の予測評価というのは難しいと思いますけれども、その辺については、若干、国からの意見にもあったような気がするのですが、どのようにお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。今、御質問の内容、まさしく経済産業大臣からいただいた御意見に沿った内容かと思っています。上側の3番になりまして、右側が事業者の見解でございますけれども、光化学オキシダント及びPM2.5の二次生成に係る予測手法にございますが、今後の動向を踏まえて、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討していきたいというふうに考えています。

○深見委員 なるほど。いや、なかなか難しいことは難しいですね。

はい。状況は分かりました。

○事業者 ありがとうございます。

○朝賀会長 では、そのほか、御質問はございますか。

はい。佐田委員、よろしく願いいたします。

○佐田委員 今、深見先生から話のあった所も気になっているのですが、大気質について3点あります。まず、稼働時の排ガスの窒素酸化物について、今回の方法書段階で、説明資料の35ページにある大気質の特殊気象条件による予測結果についてです。この予測では環境基準により近づく値が見られるのではないかとこのものです。予測結果が気になることは、前回の川崎市の審議会や説明会での意見にもありました。以前から気になっていたのが、これは建屋によるダウンドラフトで、今回の方法書では1km程度の近距離に着地しています。内部境界層、フュミゲーションでも近距離に着地しています。どちらにしても、窒素酸化物の拡散評価では近距離というのがポイントになりますが、この説明用の資料で見ると1kmほどの所に保育園等の施設があり気になります。今後、準備書で検討するときはその辺りを確認していくという考えでよろしいですか。これが1点目です。

○事業者 ありがとうございます。方法書のほうに載せましたのは、周辺の測定局の気象で参考に出したものですので、今後準備書に向けましては、事業所の中で気象調査をしまして、その結果をもって特殊気象の予測を行い、着地地点の距離ですとか、その近隣にあるものの濃度ですとか、そういう所をきちんと整理をして、評価をしていきたいと考えております。

○佐田委員 ありがとうございます。

関連して2点目です。これも前回の川崎市の審議会でもあったのですが、近距離という観点でいけば、資料の38ページの白煙も、近場というのがポイントになるのではないかと考えています。手法的には電力中央研究所のモデルを使うという説明があったのですが、これは年間ということでもいいですか。1年間の気象データ、白煙頻度の評価ということなのではないでしょうか。確認ですが、これは年間評価を目的としたブルーム型の拡散モデルで、CFD、流体数値モデルではないと考えています。何が言いたいかという、今回の審査対象地点の横にある川崎天然ガスも白煙予測したとは伺ったことがあるのですが、今回電中研のモデルを使う場合、川崎天然ガスとは異なるモデルになることをどう考えるのかとかいう点についての検討やその説明が求められることとなります。あるいは、電中研モデルでは近場での建屋影響が入っているので、拡散しやすくなり、白煙化した場合は近距離に着地します。これは先ほどの特殊気象の近距離に着地すると同様でもあり、この点

も考慮されて手法を選定されているのでしょうか。これが2点目です。

○事業者 ありがとうございます。

川崎天然ガスさんが白煙の予測をしたモデルと、今回の電中研の白煙の拡散のモデルとは少し違うものという認識はしております。川崎天然ガスさんの事例の後にも、何件か火力発電所のほうで白煙の予測を実施していらっしゃる事業者さんがいまして、そちらのほうで発電所アセスの手引きに載っていた電中研のモデルというものが最近使われておりますので、参考に手法を選定しました。

ただ、今、先生がおっしゃったこともごもっともかと思いますので、今後、予測に当たっては、そのモデルの違いで評価をどうすべきか検討させていただければと考えております。

○佐田委員 はい。了解しました。

3点目ですが、1点目で触れた特殊気象条件での窒素酸化物については1km程度の近距離での着地が示されており、また、白煙についても地形や建屋、モデルの違いにより近場への影響があります。両方の複合影響は、先ほどの資料88ページで「準備書で明らかにする」とされていて、説明では配置も含めて検討されるということでした。窒素酸化物と白煙で異なりますけれど、近距離影響という観点で、よく注意していただきたいと思いますのでコメントします。また、先ほど深見先生からも御発言があった光化学オキシダントについては、環境基準を全然満たしていないと考えます。ただし、今回のような環境アセスメントの多くは評価範囲が20km程度ですから、この辺の評価は少し難しい所があり、これは国のアセス制度やその評価にも大きく関係する問題でしょうか。あと、条例アセスにおいて安全性が項目となっており、やはり地元の川崎市の特徴であり、人との距離が近い立地を踏まえて、化学物質の漏洩の確認の必要性があるとも考えています。すなわち、説明資料70ページの予測のところに「安全に及ぼす影響を定性的に予測」と書いてあるのですが、これについては、先ほどの事業者の説明では文献とおっしゃっていたので、対策を検討するものの拡散評価はしないということによろしいですか。そのため項目選定はしていないという判断かと思いますが、私の認識が合っているか教えていただけますか。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

3点目の安全についてでございますが、御意見いただいたとおり、拡散予測を今考えているわけではございません。発生し得る事象をまず洗い出した上で、それぞれに対する対

策が妥当なものかどうかと、そういった観点で確認をしていきたいというふうに考えています。

○佐田委員 分かりました。ありがとうございます。

○朝賀会長 そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

では、中澤委員、よろしくお願いいたします。

○中澤委員 一つお聞きしますが、この敷地というのは埋立地ですけれども、2011年の東北沖地震のときには、液状化は発生していませんか。

○事業者 はい。2011年のときには、液状化は発生していないというふうに聞いております。

○中澤委員 液状化の対策工事等を行っているのですか。

○事業者 設備の荷重等に応じまして液状化対策であったりとか、そういう所はきちんとこれからも行う予定としております。

○中澤委員 そうですか。一応、埋立地とはいえ、埋立ての材質にもよると思うのですが、液状化のポテンシャル評価はしておいたほうがいいかなと思います。といいますのは、一応、土壌汚染の可能性があるということで、封じ込めといっても、噴砂によって汚染物質が出てしまうと、これは大変なことになりますので、一応その点を指摘しておきます。

以上です。

○事業者 はい。承知いたしました。ありがとうございます。

○朝賀会長 高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 土壌汚染についてお伺いします。準備書以降の図書に反映する方向で検討しているとあるのですが、そのときには、例えば土壌のどの辺をサンプリングするのかというのは提示していただけるのですか。

○事業者 画面に映しているものが今、形質変更時要届出区域に指定されている所です。この色を塗っている所につきまして、前回の10mメッシュでサンプルを行って、土壌が汚染されているということが確認された地点でございますので、今後また、この部分に関して必要に応じて行政の方とも話し合いながら、サンプリングなど、必要に応じて行ってきたいというふうに思っております。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○朝賀会長 そのほか、意見を提出する上での必要な確認事項等、何かございましたら遠

慮なく御質問いただければと思います。

(なし)

○朝賀会長 それでは、ほかにはないようでしたら、「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び法対象条例環境影響評価方法書」についての本日の審議は終了といたします。事業者の方、ありがとうございました。

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局 はい。事務局から2点ございます。

1点目としまして、「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び法対象条例環境影響評価方法書」につきまして、審議会答申に反映させるための個別審査意見の提出をお願いいたします。御提出いただいた御意見を基に、事務局にて答申原案を作成し、審議会に提出させていただきます。個別審査意見につきましては、今回もオンラインフォームを御用意しておりますので、3月11日水曜日までに御回答いただきたいと存じます。回答URLは、本日中にメールで依頼文と併せてお送りさせていただきます。

2点目としまして、今後の予定についてお知らせいたします。次回は4月22日水曜日、午前10時から、本日事業者説明を行った案件の答申案審議について、オンラインで開催予定としておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、本日の審議会が今年度最後の審議会となりますので、藤田部長から御挨拶申し上げます。

○部長 本年度最後ということなので、少しだけお時間をいただいて挨拶させていただきます。

1年間、委員の皆様には貴重な審査意見を賜りまして、誠にありがとうございました。来年度は、また新たな事務局の体制で円滑なアセス手続に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。会長にお返しいたします。ありがとうございました。

○朝賀会長 大変ありがとうございました。

それでは、これもちまして審議を終了いたします。本日は長時間ありがとうございました。

— 閉 会 —